

■リニア関連事業に係る都市計画の見直しのステップ

手順	用途地域等	都市施設等
<p>ステップ1 H30.10</p>	<p>① 整備区域・重点協議区域 駅前広場や交通結節点に相応しい用途を誘導するため、「近隣商業地域」を定める。</p> <p>② 国道153号沿道(既存の用途地域) 現状の土地利用が引き続き可能となるようにし、4車線化と都市計画道路路線の変更に合わせて「準工業地域+特別用途地区(大規模集客施設制限地区)」を定める。</p>	<p>都市計画道路の見直し方針に基づき、またリニア関連事業に伴い都市計画道路の変更を行う。</p>
<p>ステップ2 H31.2</p>	<p>③ 北条・丹保、④北条、⑤宮の前・唐沢・共和 まずは「地区計画」により、建築物の用途制限、敷地面積の最低限度や高さ等を定め、適正な土地利用と良好な環境を保全する。 国道153号及び座光寺上郷道路の沿道並びにリニア本線北側を「商工業エリア」、それ以外を「居住エリア」とし、将来的には「用途地域」を定める。</p> <p>⑥ 国道153号沿道(一部農振農用地を含む白地地域) 農振農用地との調整を図り、用途地域又は特定用途制限地域を定める。</p>	<p>駅前広場(交通広場等)を都市計画施設として定める。</p> <p>代替地道路等は、必要に応じて地区施設に定める。</p>
<p>ステップ3 H31年度</p>	<p>⑦ その他(農振農用地区域を含む白地地域) 特定用途制限地域の活用を検討する。</p>	